

令和元年 8 月 15 日

指定給水装置工事事業者 各位

新規給水装置の申込範囲の改定について

1 改定内容

新規給水装置の申込は、分岐～給水装置（1 栓）までを最低限の申込規模とします。

2 施行日

令和元年 10 月 1 日（月）の申請受付から実施します。

（施工日以前でも改定内容に合った申し込みは受け付けます。）

3 趣旨

給水装置工事施工承認申込書は給水装置を設置するために行うものであることから、給水装置の無い申込（分水から止水栓まで等）は受け付けません。

